

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 【対象となる検診(一次及び精密)の種類】 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 【健康診査及びがん検診等の実施に関する事務】 ・対象者への各種健(検)診の受診勧奨及び受診券の通知。 ・検診結果の情報を健康管理システムに入力及びデータ管理、 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、団体内総合利用番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 別表139の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市 福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる場合は複数人で確認作業を行うため対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康診査及びがん検診の結果は、システムに入力し管理している。健診結果の紙媒体については施錠可能な状態で保管している。また、入力等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が発生する場合は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	未定	事後	
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部健康課保健指導係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	－	追加	事後	新様式への対応
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	実施しない	実施する 別表第二における情報提供の根拠 102の2	事前	
令和4年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部健康課	市民福祉部健康推進課	事後	課名変更
令和4年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	市民福祉部健康課保健指導係	市民福祉部健康推進課健康企画係	事後	課名変更
令和7年12月18日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき市民の各種健(検)診の受診券の発行、健(検)診結果・精密検査の管理、フォロー、市民からの問い合わせの回答を行っている。	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 【対象となる検診(一次及び精密)の種類】 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 【健康診査及びがん検診等の実施に関する事務】 ・対象者への各種健(検)診の受診勧奨及び受診券の通知。 ・検診結果の情報を健康管理システムに入力及びデータ管理、 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨	事後	
令和7年12月18日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム	健康管理システム、中間サーバ、団体内総合利用番号連携サーバ	事後	
令和7年12月18日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項、別表 第111の項、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和7年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二における情報提供の根拠 102の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 別表139の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第141条	事後	
令和7年12月18日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	健康推進課長	事後	
令和7年12月18日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	有田市役所 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	有田市 市民福祉部健康推進課健康企画係 〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL 0737-82-3223	事後	
令和7年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	

令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等) によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリ スクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は 十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	新規	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	－	新規	事後	
令和7年12月18日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	市民福祉部健康推進課	福祉部健康推進課	事後	
令和8年8月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	